

入札案件概要書

公告日

令和8年6月30日

契約件名	相模原市立小学校給食配膳業務委託（陽光台小学校・弥栄小学校）
履行期間	令和8年8月1日から令和9年12月31日まで ※2年間の長期継続契約。ただし、配膳業務の開始は令和8年9月から
履行場所	(1) 市立陽光台小学校 中央区陽光台1丁目15番1号 (2) 市立弥栄小学校 中央区弥栄3丁目1番10号
委託内容等	別紙「契約書」、「相模原市立小学校給食配膳業務委託共通仕様書」のとおり
参加条件	<ul style="list-style-type: none">・公告日現在、神奈川県内又は近隣都県内（東京都、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県）に本社、支社又は営業所を有していること。・学校給食を対象とする集団給食の事業を営んでおり、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の調理または配膳業務の受託実績があること。また、過去に業務の不履行がないこと。・公告日現在、食品衛生に関し、行政処分を受けていないこと。・公告日から過去1年間のうち、食品衛生に関し、行政処分を複数回を受けていないこと。
入札参加申請受付	公告日から令和8年7月6日（月）午後5時まで
競争参加資格確認 通知書発行日	令和8年7月7日（火）（インターネットメールにて送付します。）
質問期限	令和8年7月9日（木）正午必着
質問回答期限	令和8年7月10日（金）
入札日時	令和8年7月15日（水）午前10時
入札場所	相模原市役所本庁舎 会議室棟1階第7会議室（対面入札）

入札説明書

「相模原市立小学校給食配膳業務委託（陽光台小学校・弥栄小学校）」に係る入札執行の公告に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 手続開始の公告 令和8年6月30日（火）

2 業務の概要

(1) 契約件名

相模原市立小学校給食配膳業務委託（陽光台小学校・弥栄小学校）

(2) 業務内容

別紙「契約書」、「相模原市立小学校給食配膳業務委託共通仕様書」のとおり

3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。（以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 公告日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）第3条の3に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- (8) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

4 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市教育局教育環境部学校給食課

電話 042-769-8283

インターネットメールアドレス gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

5 入札・契約上の特記事項

本案件は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であり、複数年にわたる契約となる。

- (1) 契約期間全体の総額による契約とする。
- (2) 契約保証金は、契約期間全体の総額の100分の10以上とする。
- (3) 過去の実績による契約保証金の免除については、契約期間全体の総額を基に判断する。
- (4) 本案件は、翌年度以降は予算の範囲内で給付を受けることになり、予算の減額又は削除があった場合の契約解除に関する特約条項を設ける。

6 入札参加の手続きに関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（別紙）

イ 類似契約実績調書（別紙）

※類似契約（学校給食の調理または配膳業務）を履行したことがわかる契約書の写し等を添付

(2) 提出方法及び提出期限

インターネットメール又は持参による提出。なお、インターネットメールによる提出の場合は、提出した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。なお、提出期限は7月6日（月）午後5時必着とする。

(3) 提出先

「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」

(4) 入札参加資格の有無については、インターネットメールにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 競争入札参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

7 入札・開札の場所及び日時等に関する事項

別紙「入札案件概要書」のとおり。

※入札参加者は、必ず定刻までに入札場所に来ること。定刻までに来られない場合は、入札に参加できない。

8 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。

- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札参加資格喪失届（様式1）」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、インターネットメールにより提出すること。

9 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可。
- (2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
- (3) 質問及び回答
質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。
※質問は、別紙「質問回答書」により作成し、インターネットメールにより提出すること。
※回答は、全ての入札参加者にインターネットメールにより送付する。
- (4) 質問は、上記（3）の方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

10 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

11 入札金額の記載に関する事項

- (1) 入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額（契約希望金額の110分の100に相当する額）を記入する。
- (2) 入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を落札価格とする。
- (3) 入札書には契約期間全体にわたる業務内容で積算すること。
- (4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) 次に掲げる不備があった紙入札書
- ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 案件名の記載がないもの
 - オ 入札書記載の要件の加除訂正箇所に記名押印がない入札
 - カ 1人の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札書を提出した入札
 - キ 2人以上の代理をした者の入札
 - ク 不正行為があったと認められる入札

ケ 委任状により代理人がする入札で、委任状に代表者の押印若しくは自署がないもの

1 3 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札回数は原則として2回を限度とする。1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は2回目の入札に参加できない。

1 4 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の100分の10以上を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1 5 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止し、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1 6 支払方法に関する事項

分割払（「支払内訳書」のとおり）

1 7 異議の申立て

公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1 8 その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (2) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (3) この公告に規定のない事項については、「相模原市契約規則」によるものとする。

相模原市 教育局 教育環境部
学校給食課 学校給食運営班
電話 042-769-8283